

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

下関市の平成 27 年の国勢調査結果による人口は 268,517 人、高齢化率は 33.0%であり、平成 22 年と比較して 15 歳未満人口は 7.8%減、65 歳以上の高齢者人口は 9.8%増と急速に少子高齢化が進行しています。平成 37 年には、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となることから医療や介護のニーズが増大することが見込まれています。

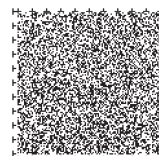
また、地域社会では、核家族化の進行、地域の間人関係の希薄化等を背景とした子育て家庭や高齢者等が孤立する状況や高齢者や児童、障害のある人への虐待等の問題に加え、高齢の親と働いていない独身の子どもの同居、介護と育児に同時に直面する世帯、複合的な問題を抱えた生活困窮者等、新たな問題が生じています。

このような、拡大、多様化する福祉ニーズに対応するためには、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、解決していく意識とともに、市、地域住民、関係機関等の協働により包括的に支援していく体制の整備が重要となっています。

「地域福祉の推進」の概念は、平成 12 年の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）改正により提示され、地域福祉を推進するための計画として、第 107 条に市町村地域福祉計画の規定が設けられました。その後、国における社会福祉を取りまく状況は大きく変化しており、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されるとともに、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法も一部改正され平成 30 年 4 月に施行されます。

これまで、下関市においては「第 2 期下関市地域福祉計画」（平成 25 年 3 月策定）を、下関市社会福祉協議会においては「第 2 次下関市地域福祉活動計画」（平成 25 年 3 月策定）を策定し、ともに連携を図り下関市における「地域福祉の推進」に取り組んできましたが、こうした状況を踏まえ、さらなる下関市の地域福祉推進の充実を図るため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとしました。

「第 3 期下関市地域福祉計画・第 3 期下関市地域福祉活動計画」は、これまでの実施状況を踏まえ、市民アンケート調査結果、地域懇話会での意見聴取、議会からの提言等を基に、今後の下関市における「地域福祉の推進」のあり方について学識経験者や社会福祉事業関係者等によって構成される「下関市地域福祉計画審議会（下関市地域福祉活動計画策定委員会）」において審議し、策定しました。



2 地域福祉の考え方

地域福祉とは、すべての市民が、健康で、住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活が送れるよう、市民自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことです。

市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市など、地域のあらゆる主体の協働による、地域福祉の推進における概念である「自助」、「互助」、「公助」を、本計画では次のように定義します。

自助

市民一人ひとりが、自らの主体的な取組で生活課題を解決することを「自助」といいます。

日々の生活で、困ったことが起こったときに自分自身や家族で解決すること、健康づくりや介護予防に取り組む自らの健康を維持すること、自分や家族に必要な情報を自分自身で収集すること、家族を大切にしたり、積極的に地域の人とのつながりをもつことなどが「自助」の取組に当たります。

互助

隣近所の住民同士や友人、知人との助け合いや、自治会や民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、NPO 団体、事業者、社会福祉協議会などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決することを「互助」といいます。

近隣のひとり暮らしの高齢者に声をかけること、近隣住民の悩みを聞くこと、その悩みを一緒に解決したり相談機関を紹介したりすること、近隣の住民に子どもを預けたり、預かったりすること、地域で活動する団体による見守り活動などが「互助」の取組に当たります。

*従前、このような活動を「共助」と定義していましたが、本計画では国の地域包括ケアシステムのあり方において示された定義に合わせ、「互助」としました。

共助

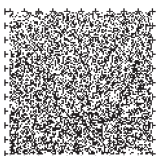
制度化された相互扶助のことを「共助」といいます。

介護保険や医療保険に代表される社会保障制度及びサービスが「共助」に当たります。

公助

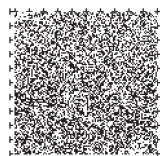
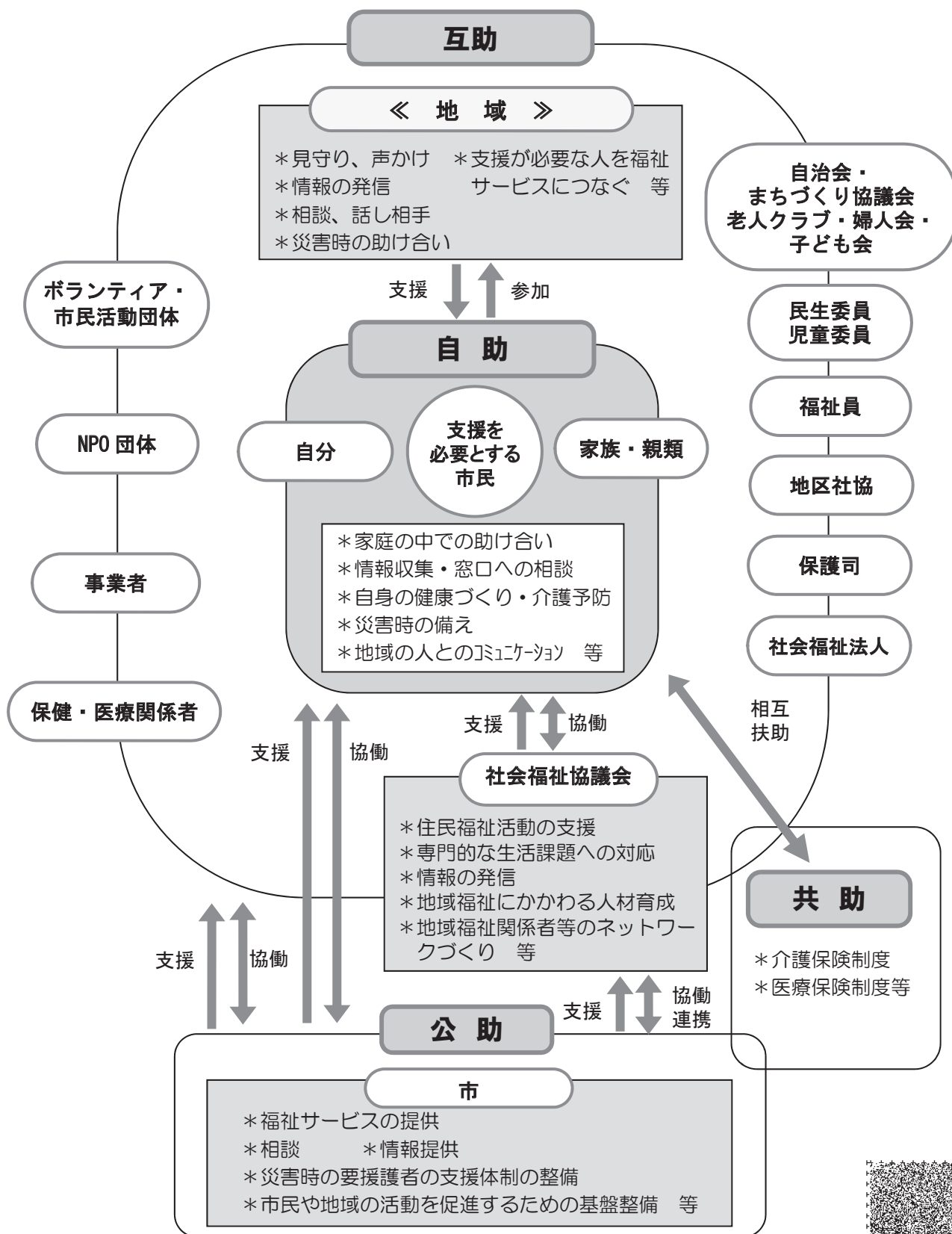
公的な制度として、福祉・保健・医療その他の関連するサービスを提供することを「公助」といいます。

「いきいきシルバープラン」、「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画・下関市障害児福祉計画」、「下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画」等の計画に基づいて推進する福祉サービスの提供が「公助」に当たります。



3 計画が目指す地域福祉のイメージ

自らの力で生活課題を解決する「自助」を基本とし、地域の支え合いによる「互助」や制度化された相互扶助である「共助」により支援し、行政がその「互助」の取組を支援するとともに、「公助」で提供するべき福祉サービスの充実を図り、地域福祉を推進します。



4 計画の位置付け

地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携を図り、推進することが重要であるため、両計画を一体的に策定します。

(1) 地域福祉計画

ア 法令の根拠

社会福祉法第4条において、地域住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う者の三者を地域福祉の推進に努めなければならない主体として定めています。

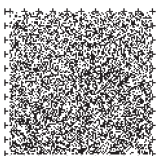
また、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として位置付けられ、下関市における地域福祉の推進について定めるものです。

社会福祉法（平成30年4月施行）抜粋

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。



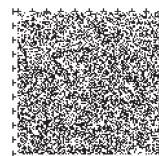
第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



イ 関連計画との整合性

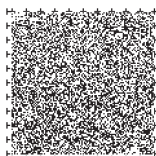
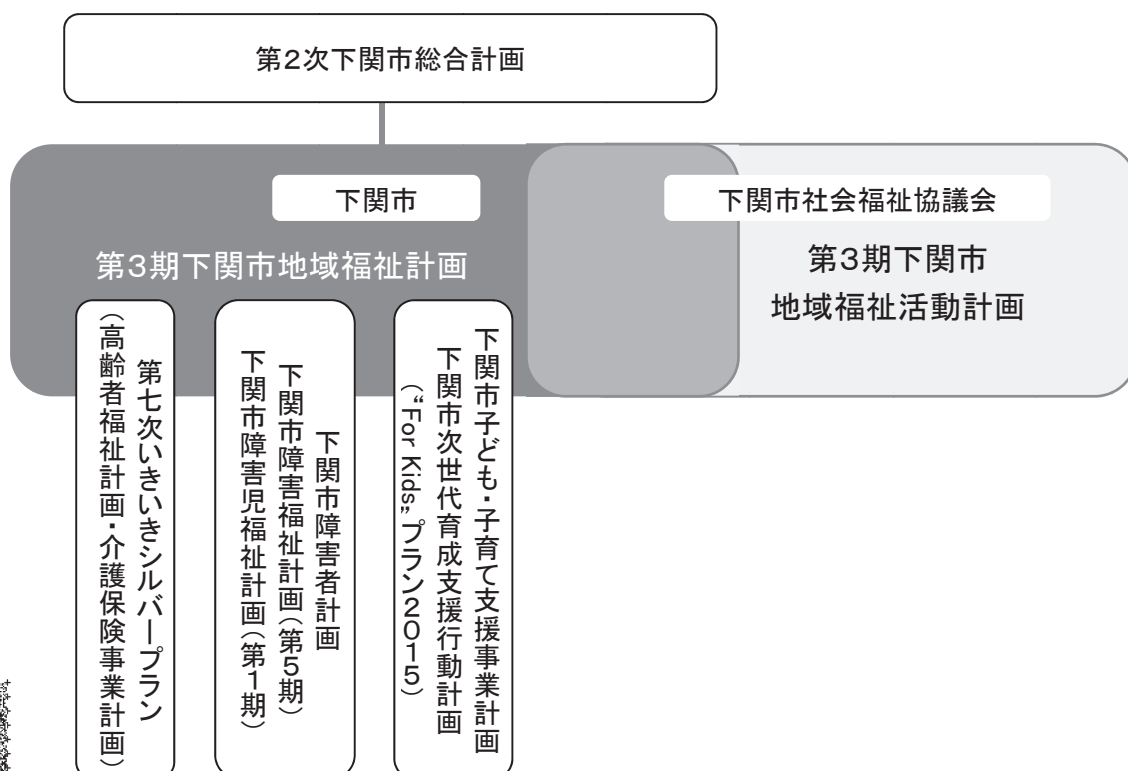
- 下関市の基本計画である「第2次下関市総合計画」を踏まえ、本市の地域福祉を総合的に推進するために策定する計画です。
- 保健福祉分野の関連する個別計画である「第七次いきいきシルバープラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」（平成30年3月策定）、「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画（第5期）・下関市障害児福祉計画（第1期）」（平成30年3月策定）、「下関市子ども・子育て支援事業計画 下関市次世代育成支援行動計画（“For Kids”プラン2015）」（平成27年3月策定）等との整合性を図り策定します。
- 保健福祉分野の関連計画は、個別の法律や制度に基づき、対象者ごと、分野ごとの施設やサービスの必要量と整備計画を中心とした計画です。一方、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を掲げ、保健福祉分野の関連計画の上位計画に当たります。

(2) 地域福祉活動計画

下関市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

地域福祉活動計画は、下関市社会福祉協議会が呼びかけて市民、ボランティアやボランティアグループ、福祉サービスを提供する事業者や社会福祉施設、NPO法人等の参画のもとで策定する、地域福祉の推進を目的とする民間レベルの実践的な活動・行動計画です。

【他計画との関係図】

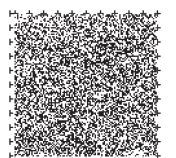


5 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5か年を計画期間とします。
 なお、関連計画との整合性や社会状況の変化への対応のため、必要に応じて見直しを行うものとします。

【本計画と関連計画の期間】

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
第2次 下関市総合計画	基本構想	平成27年度～平成36年度				
	基本計画	(前期)平成27年度～平成31年度		(後期)平成32年度～平成36年度		
第3期下関市地域福祉計画 第3期下関市地域福祉活動計画		平成30年度～平成34年度				
第七次いきいきシルバープラン (高齢者福祉計画・介護保険事業計画)		(第七次)平成30年度～平成32年度			平成33年度～平成35年度	
下関市障害者計画		平成30年度～平成35年度				
下関市障害福祉計画(第5期)		(第5期)平成30年度～平成32年度			平成33年度～平成35年度	
下関市障害児福祉計画(第1期)		(第1期)平成30年度～平成32年度			平成33年度～平成35年度	
下関市子ども・子育て支援事業計画 下関市次世代育成支援行動計画 (“For Kids”プラン2015)		平成27年度～平成31年度		(第2次)平成32年度～平成36年度		



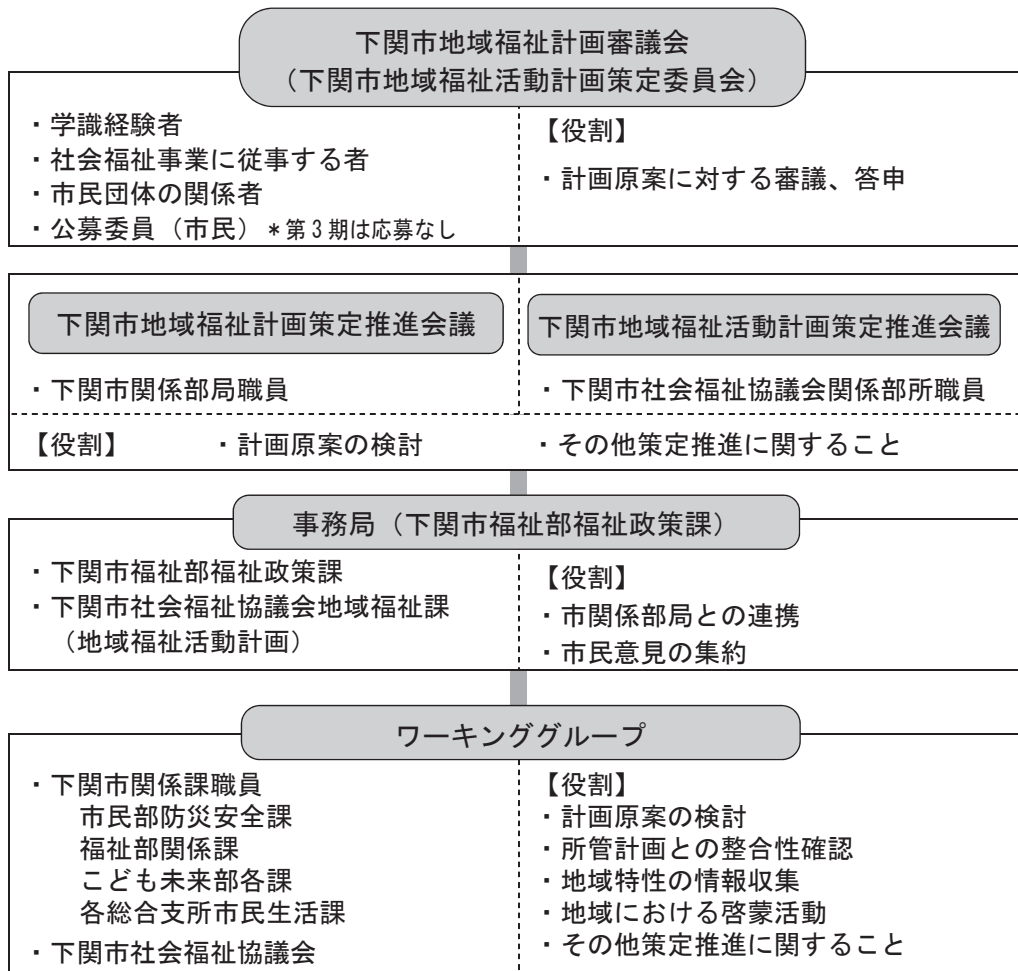
6 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定は、下関市福祉部福祉政策課が、下関市社会福祉協議会、庁内関係部局と連携を図りながら進めます。

また、検討に当たっては、市民の立場、専門分野からの総合的な意見を聴くことを目的として、学識経験者、社会福祉事業に従事する者、市民団体の関係者、公募委員（市民）によって構成される、「下関市地域福祉計画審議会（下関市地域福祉活動計画策定委員会）」を設置しました。

【計画の策定体制】



(2) 市民参画の方策

本計画の策定に当たり、住民相互の交流状況や見守り活動等に対する意識、要支援者の生活課題を把握するため、市民を対象に「地域の暮らしと福祉に関する調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

また、市民からの意見を計画に反映するとともに、市民の意識を高め、今後の計画推進のきっかけづくりとなるよう、市内8か所で地域懇話会を開催するとともに、地域で活動する団体のヒアリングを実施しました。

